

お知らせ

野木町協働のまちづくり支援事業
野木町再発見の史跡めぐり②
―中谷・矢畑を歩く―

問のぎ・歴史を歩こう会 関根
☎(57)9631

野木町は原始時代からたくさんの歴史が息づいています。神社やお寺から路傍の野仏まで何気なく見ている風景の中にも歴史が刻まれています。第2回目の今回は中谷地区を歩きます。一緒に歴史探しに出かけませんか。

日 2月8日(木) 9時～11時30分
頃(小雨決行)

集合 矢畑農産物直売所駐車場
対町在住在勤の方

定 20名

¥200円(傷害保険料・資料代) ※当日徴収

講師 関根 秋雄(のぎ・歴史を歩こう会代表)

申 2月2日(金)～6日(火)

きらり館 ☎(23)1231



平成30年
農業用免税軽油に係る一括
交付期間後の申請について

問 栃木県税事務所軽油引取税調査担当
☎0282(23)6882

農業用の軽油引取税免税証については、市町ごとに申請期間を設けて申請の受付をしております。

今回、期間内に申請できなかった方について、下記により申請を受け付けますので、交付を希望する方はご利用ください。

なお、今回の申請期間を過ぎますと、1年分の全量交付ができないことがありますので、ご注意ください。

日 3月6日(火)・7日(水)

各日とも9時～11時30分、13時～16時

所 下都賀庁舎 第2福利厚生棟
2階会議室

(栃木市神田町6-6)

対象地区

栃木県税管全全ての市町
(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑

(3) 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)

(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証を添付(原本))

(4) 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)

(5) 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注意事項

① 新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

② 平成30年の一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在平成30年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。

したがって交付数量が増える方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。

③ 新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてくださいます。

④ 更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。

⑤ 国税及び地方税の差押え等の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

相続登記はお済みですか月間

問 栃木県司法書士会

☎028(614)1122

期間 2月1日(木)～28日(水)
(土・日・祝日を除く)

所 県内各司法書士事務所

相談内容 相続に関する事項

¥無料

※相談については、お近くの司法書士事務所に直接ご連絡ください。

